

入 札 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。

令和8年4月14日

島根県西部農林水産振興センター所長 角森 章子

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度仁万漁港区域内工事掘削土（浚渫砂）売却

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仁万漁港区域内工事掘削土（浚渫砂）売却に係る仕様書のとおり

(3) 引渡期間

契約日から令和8年8月31日（月）限り

(4) 引渡場所

大田市仁摩町（仁万漁港区域内）

(5) 入札方法

ア 入札は、掘削土1立方メートルあたりの単価について行うものとする。

イ 入札者は、工事掘削土引渡にかかる一切の諸経費を含めた金額を見積もり、引渡数量を考慮して入札金額を予定しておくこと。

ウ 入札書には、消費税等の課税、免税事業者の別を問わず、掘削土1立方メートルあたりの契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 契約金額は、落札された金額に引渡数量を乗じ、当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の（1）から（4）までのすべての項目に該当することが必要である。

(1) 県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱（平成21年島根県告示第685号）第5条の規定により、仁万漁港区域内工事掘削土売却競争入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先
〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254 番地 浜田合同庁舎 3 階
島根県西部農林水産振興センター 総務企画部 総務課
電 話 0855-29-5588
F A X 0855-29-5591
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
令和 8 年 4 月 1 4 日（火）から令和 8 年 4 月 2 4 日（金）までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。
- (3) 入札説明会
入札説明会を行わない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日 時 令和 8 年 4 月 2 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
 - イ 場 所 島根県浜田市片庭町 254 番地
浜田合同庁舎 5 階 5 0 1 会議室
 - ウ 開 札 即時
 - エ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
島根県会計規則第 6 1 条の 2 第 3 号の規定に基づき、免除する。
- (3) 契約保証金
落札者は、契約締結時までに契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 6 9 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第 6 3 条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定
島根県会計規則第 6 2 条の規定に基づき定められた予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札をした者とする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。